

1 — (1) 景観整備機構に係る寄付金控除制度の創設等， 景観行政を更に推進するための新たな制度の創設 (国土交通省)

このほど、景観についての初の総合的な法律である「景観法」が、景観整備機構の創設をはじめとする京都市からの提案を盛り込んで制定されました。京都らしい町並み景観の実現に向けて大きな前進が見られたところであります。

この法律に規定される景観整備機構は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現のために、重要な役割を果たすものと期待されますが、これらの役割を安定的に果たしていくためには、機構の財政基盤の充実が不可欠です。しかしながら、景観整備機構の指定の対象となる民法第34条の規定により設立された法人及び特定非営利活動法人の多くの活動財源は、国、地方公共団体等からの補助金等のほか、個人又は法人からの寄附金です。そこで、景観整備機構に係る寄附金控除制度を創設されるよう提案します。

第2に、景観法では、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築等をしてはならず、景観行政団体は当該許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償すると規定されていることから、京都市においては、補償をしなければならない事態が多々生じることが予想されます。そこで、本制度を有効に活用し、歴史的な町並み景観の保全の実効性を確保するために新たな損失補償費用の助成制度の創設を提案します。更に、景観重要建造物の円滑な指定と安定的な維持・保全を図るためには、景観法に基づく許可制に係らしめるだけでは不十分であり、景観行政団体又は景観整備機構による買取やその後の管理まで視野に入れた様々な事業手法や助成制度の創設を提案します。

第3に、現在、京都市では、京都市市街地景観整備条例に基づき、建造物の修理・修景に対する補助を行っており、今後、これらの建造物の相当数が景観法の定める景観重要建造物に移行することが予想されますが、景観法には補助制度が設けられていません。つきましては、歴史的・伝統的な建造物の保全の実効性を確保するために補助制度の創設を提案します。

提案事項

- 1 景観法に基づく景観整備機構に係る寄附金控除制度の創設
- 2 景観法に基づき景観行政団体が行わなければならない景観重要建造物に係る損失補償費用の一部助成制度及び景観重要建造物の買取費用等の助成制度の創設
- 3 景観重要建造物その他歴史的・伝統的な建造物の修理・修景に対する補助制度の創設

主な提案先：国土交通省（都市・地域整備局都市計画課）

本件に関する連絡先：都市計画局 都市企画部 都市づくり推進課長 山本耕治 TEL075-222-3502
都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL075-222-3473

<参考>

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区等助成事業

平成13年度実績 37件 39,700千円 予算額 40,000千円

平成14年度実績 33件 39,400千円 予算額 40,000千円

平成15年度実績 46件 49,300千円 予算額 50,000千円

平成16年度予算額 50,000千円

内容：建物の現状を維持するための修理の補助金